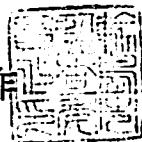


輪島市監査公表第 17 号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、
同条第9項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成24年10月12日

輪島市監査委員 渕 良作



輪島市監査委員 中 山 勝



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成24年10月5日（金） 農業委員会事務局

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 淀 良 作

輪島市監査委員 中 山 勝

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成24年度監査資料（平成24年4月から8月まで）及び平成23年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○平成21年度に農地法が改正されたこともあり、耕作放棄地や遊休農地の解消、また農地保全や農地の問題点だけでなく農業のあり方についても調査、研究を重ね農業委員会事務局としての役割を再確認し、業務にあたっていただきたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。